

建設業許可申請書等の座席数及び閲覧方法について

閲覧所の座席数及び閲覧方法等は以下のとおりです。

感染症拡大防止のため、御利用の際は、換気や手指の消毒等に御協力ください。

1 座席数 14 席

15 人以上から閲覧請求があった場合は、席が空くまでの間お待ちいただきます。

受付で連絡先（携帯電話番号）をお伺いした上で、待ち人数をお知らせします。席の準備ができ次第御連絡を差し上げますので、**閲覧室内で待機しないでください。**

なお、混雑状況によっては、閲覧いただけない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

- ・ 受付時間内に席の準備ができない場合は、特に連絡はしません。
- ・ 受付時間内に連絡がない場合の取扱いは以下のとおりです。
 - 午前受付の場合：受付順に午後に繰越となりますので、午後 1 時に窓口へお越しください。
 - 午後受付の場合：閲覧請求当日の閲覧はできません。翌日以降に再度閲覧請求してください。

2 閲覧回数 1 人 1 日 1 回 5 業者まで（※）

※原則として、閲覧請求書提出後の請求業者の変更はできません。

また、閲覧書類のコピーは、1 人 1 日 20 枚までとなります。

3 受付時間 午前：9：00～11：00 午後：1：00～3：00

4 利用時間 午前 9：00～11：30 午後 1：00～3：30

5 受付方法等

- 午前
- ① 8：40 から受付窓口に受付簿を設置します。
来庁順に受付簿に名前を記入してください。
 - ② 9：00 から閲覧請求書を提出していただき、閲覧席に御案内します。

- 午後
- ① 午前の受付終了後、受付窓口に受付簿を設置します。
来庁順に受付簿に名前を記入してください。ただし、午前受付分の繰越を優先します。
 - ② 午後1：00から閲覧請求書を提出していただき、閲覧席に御案内します。

6 注意事項

受付時間中に席が空いた旨の連絡を県から差上げた際、残り時間が少ない等の理由で閲覧しない場合は、キャンセル扱いとなります（午後の繰越受付の対象とはなりません。）。